



令和3年7月1日からの大雨による災害に対する 災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に 必要な資金を600万円助成します

赤い羽根共同募金が被災地の災害ボランティアセンターを支えます

“赤い羽根”静岡県共同募金会（会長 後藤康雄）は、災害救助法が適用された令和3年7月1日からの大雨による災害に対応するため、熱海市社会福祉協議会及び静岡県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営資金を赤い羽根共同募金の災害等準備金※から600万円を助成して、被災地の災害ボランティアセンターを支えます。

是非取材をお願いします。

災害等準備金を活用した災害ボランティアセンター支援

■ 助成対象団体

- (1)市町村段階等で災害ボランティアセンター等を設置した社会福祉協議会等
- (2)都道府県段階で災害ボランティアセンター等を設置した都道府県社会福祉協議会

■ 助成額 各300万円 計600万円（概算払い）

■ 助成対象経費 災害ボランティアセンター運営に関わる経費 備品・機材の購入又は借上げ費用／事務用品等消耗品費／光熱水費、電話・ファックス・印刷等の経費／事務所の借上料

（参考）静岡県内の災害ボランティアセンターの状況

令和3年7月1日からの大雨による災害に対する被害への対応については、静岡県災害ボランティア本部・情報センターが設置され、熱海市災害ボランティアセンターが7月5日から設置されます。

詳しくは、静岡県社会福祉協議会ホームページ「静岡県災害ボランティア本部・情報センター」

<https://shizuokavc.jp/>



※◆「災害等準備金」制度の歴史と仕組み

・ 阪神・淡路大震災の経験から制度化

「災害等準備金」は、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災において被災者支援に大きな役割を果たした災害ボランティア活動の重要性をふまえ、2000（平成12）年に法定化されました。（社会福祉法第118条）

各都道府県共同募金会は、毎年の共同募金から3%を上限に「災害等準備金」を積み立て、災害救助法が適用された大規模災害時のボランティア活動への支援に備えるとともに、甚大な災害が生じた場合は、全国の共同募金会ネットワークを活かした支援を行います。

「災害等準備金」の特徴は、①3年間の積み立てから即応的な支援ができること、②自県内の災害時の支援ほか、都道府県を越えた区域外への拠出ができることです。

・ これまでの災害でも多くの助成を行っています

静岡県共同募金会の主な拠出と全国の支援額

（単位：円）

災害名	本会拠出額	全国の支援額	実施団体
H23 東日本大震災	25,354,670	882,430,215	全国の共同募金会
H28 熊本地震	8,650,000	260,950,000	全国の共同募金会
H30.7 豪雨災害	5,816,707	122,726,399	全国の共同募金会
R2.7 豪雨災害	3,220,000	70,491,509	全国の共同募金会